

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇都宮市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の内容 ※	新型インフルエンザ等対策特別措置法、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)に基づき、宇都宮市(以下、「本市」という)が、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や予防接種の実施、予防票の発行等を行う。 ① 特定接種及び予防接種の実施 ② 特定接種及び予防接種の記録の作成 ③ 特定接種及び予防接種の実費の徴収 ④ 情報提供ネットワークシステムを利用した予防接種記録の照会 ⑤ 情報提供ネットワークシステムを利用した予防接種記録の提供 ⑥ 予防接種実施後の接種記録等を登録・管理及び他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑦ 予防接種実施後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	保健情報管理システム
②システムの機能	1 対象者検索・照会機能 氏名等のキー情報をもとに、システム台帳から検索・照会を行う。 2 接種券発行機能 検索・照会した対象者の接種券等の発行を行う。 3 接種記録登録機能 (1) 検索・照会した対象者の予防接種記録の登録を行う。 (2) 別途作成したパンチデータから一括登録を行う。 4 庁内連携機能 住民基本台帳を基礎情報として利用するため、異動情報を共通基盤システム(庁内連携システム)から受信し、システム台帳の更新を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号採番機能 業務システムからの要求に応じて、団体内統合宛名番号を採番し、業務システム及び中間サーバーに返却する。 2 番号管理情報更新機能 住基情報、住登外情報が更新された際に、団体内統合宛名番号、個人番号、宛名番号(個人)の紐づけ情報を更新する。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー接続端末からの要求に応じて、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を返却する。 4 既存システム連携機能 既存システムからの要求に応じて、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を返却する。 5 既存システム連携機能(番号情報) 既存システムからの要求に応じて又は番号管理情報の変更の際に、宛名番号(業務)に紐づく個人番号又は団体内統合宛名番号を返却する。 6 番号表示機能(番号の紐づけ情報の検索、表示) 業務システムで団体内統合宛名番号を保持しない又はシステム化されていない業務向けに、番号の紐づけ情報を検索・表示する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	1 庁内連携機能 (1) 各業務システム間の連携において、各事務システムの連携用テーブルに情報を格納する。 (2) 各業務システムにおいて、異動等により情報の修正があった場合、その異動情報等で連携用テーブルを修正する。 2 情報照会機能 各業務システムにおいて、他システムの情報が必要な場合に、他システムの連携テーブルを参照する。 3 中間サーバー連携機能 (1) 統合DBから、特定個人情報を出し、中間サーバーに連携する。 (2) 業務システムから受信した「他団体への情報照会依頼」を中間サーバーに連携する。 (3) 中間サーバーから「他団体からの情報提供内容」を取得する。 4 住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☒ その他 (中間サーバー) ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

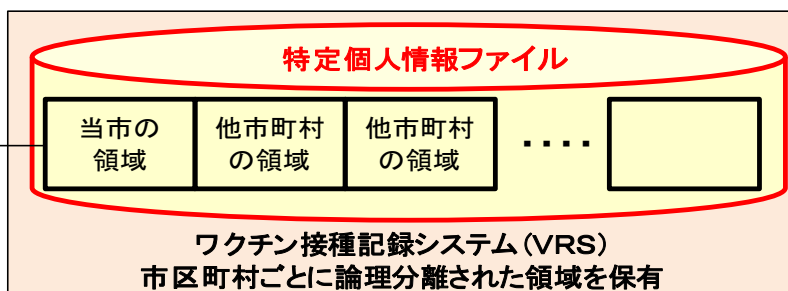
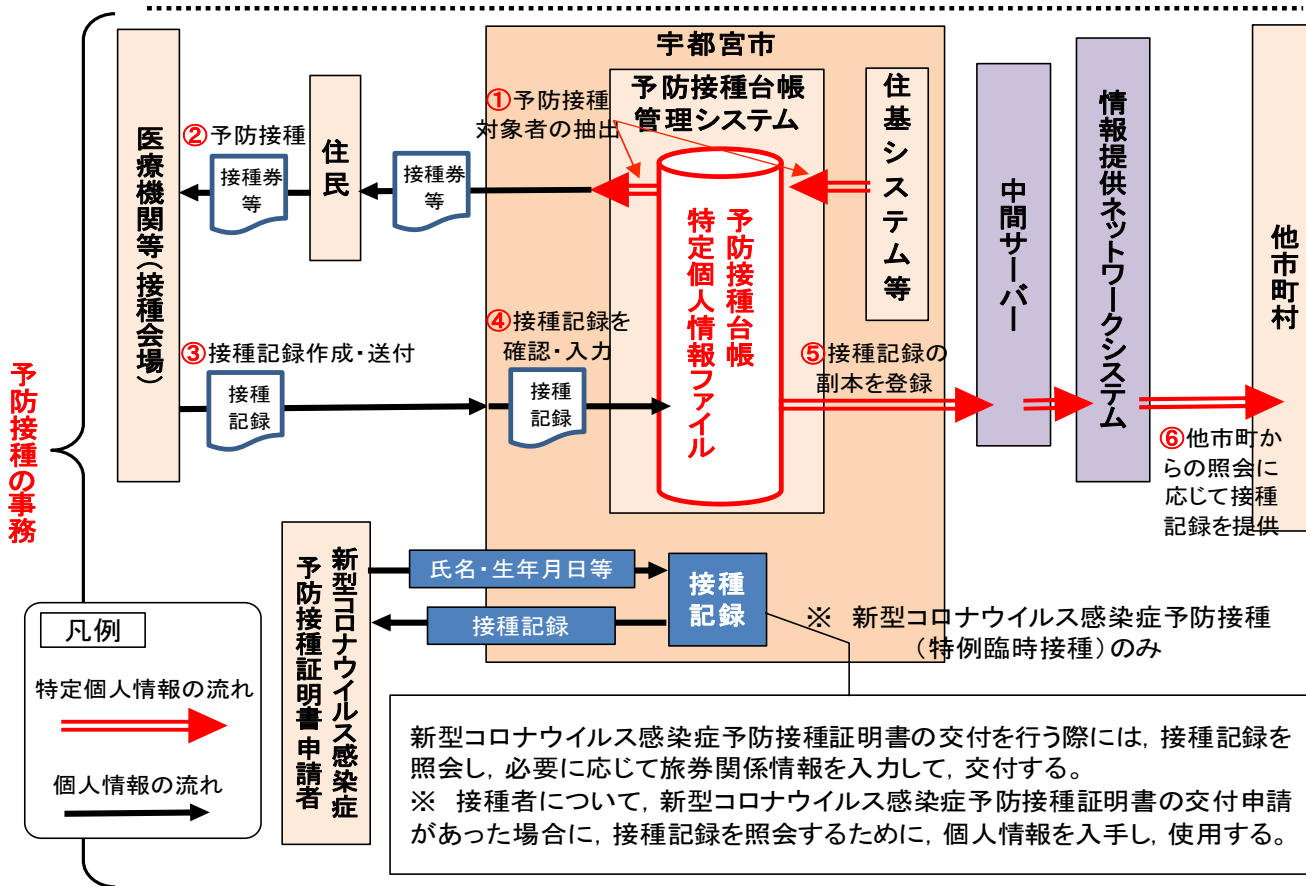
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有期間内で個人をを特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 各業務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 暗号化・複合機能と限情報及び照会許可照会リストを管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・令和6年9月30日時点における新型コロナワクチン臨時接種記録等の個人情報の保管
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種法関連法令に基づき、予防接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を確認し、市内における予防接種の実施状況についての的確に把握するため。また、健康被害が発生した際に迅速な救済を図るため。
②実現が期待されるメリット	・予防接種実施状況を把握し、接種率の低い予防接種について接種勧奨を行い、接種率向上の取組を強化できる。 ・接種履歴を把握することで、誤った時期、年齢、回数及び接種間隔による接種を防止する。 ・健康被害が発生した際に、接種状況等を確認・把握し、迅速な救済を図る。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第9条第1項 別表126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(人の生命、身体又は財産の保護)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、28の項、153の項、154の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 保健所 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容

予防接種事務では、①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。

また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、必要に応じて旅券関係情報を入力して交付する。



令和6年9月30日をもって、ワクチン接種記録システム（VRS）の運用が終了となり、新型コロナウイルス感染症予防接種（特例臨時接種）の記録照会や証明書の交付機能が停止となる。
市区町村で保管している接種記録データが天変地異等の不可抗力により毀損・滅失等の場合に備え、同日時点の状態のままVRSにおいて継続して保管する

(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された本市住民で予防接種の対象者
その必要性	予防接種業務における重複通知の抑止及び未接種者への接種勧奨事務処理に利用する。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	個人番号, その他識別番号(内部番号): 本人確認及び内部情報照会の索引とするために必要 情報: 本人確認資料のために必要 連絡先: 本人に連絡事項があった際に連絡を取るために必要 健康・医療関係情報: 予防接種履歴の管理のために必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和3年12月1日
⑥事務担当部署	保健福祉部 保健所 保健予防課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県, 他市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度	
④入手に係る妥当性	・予防接種を受けたものを特定し、接種歴を適切に記録・保管する必要がある。(予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条)	
⑤本人への明示	・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	
⑥使用目的 ※	予防接種の実施に関して、住民情報、予防接種履歴の照会・入力等が必要なため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健福祉部 保健所 保健予防課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	
	情報の突合 ※	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	令和3年12月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (2) 件	
委託事項1	保健情報管理システム運用管理委託	
①委託内容	予防接種法等の改正に対応し、システム改修を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。専門的ノウハウを有する者が管理することにより、法改正の内容に沿った管理が行える。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (市役所の入退室管理された情報システム室内にて、システムを直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	宇都宮市入札制度合理化対策実施要領に基づき、入札結果を公表する。	
⑥委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から提出された再委託承認申請に基づき、再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断した上で、再委託を承認している。
	⑨再委託事項	システム改修に係る現地での要件定義、設計、プログラム製造、テスト作業

委託事項2～5		
委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)内に記録されている令和6年9月30日時点の特定個人情報ファイルの保管	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)内に記録されている令和6年9月30日時点の特定個人情報ファイルの保管	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	
⑥委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

[illegible]

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ ワクチン接種記録システム（VRS）は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。											
	②保管期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> [定められていない]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
	その妥当性	予防接種法施行令第6条の2で5年間保存しなければならないとされているが、予防接種は5年以上の接種期間中に同じワクチンを複数回接種するものもあり、残りの接種回数等、正確な接種状況の把握のため、5年経過後も保管する必要がある。											
③消去方法		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。											
7. 備考													
-													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

予防接種情報ファイル

項目名

- 1 対象者
- 2 対象者宛名番号
- 3 対象者個人番号(※1)
- 4 対象者情報
- 5 氏名
- 6 住所
- 7 電話番号
- 8 生年月日
- 9 性別
- 10 続柄
- 11 受診日(接種日)
- 12 受診年度(接種年度)
- 13 接種種別
- 14 接種回数
- 15 接種判定
- 16 接種日年齢
- 17 年度末年齢
- 18 基準日年齢
- 19 実施医療機関
- 20 問診医
- 21 接種医
- 22 接種番号
- 23 実施場所
- 24 メーカー
- 25 ロットナンバー
- 26 接種量
- 27 未接種理由
- 28 特記事項
- 29 予診フラグ
- 30 更新日
- 31 更新時刻
- 32 更新者職員番号

※ 個人番号は、宛名番号と紐づけて共通管理システムの情報から参照する。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	各種申請書等の受付時、窓口において届け出内容や母子健康手帳、身分証明書などの本人確認書類を確認することで、対象者以外の予防接種履歴等の情報入手を防止している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・申請書等については、必要な情報のみを記載する様式とし、窓口での記載指導により必要な情報以外は記載させないようにする。 ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように、記載要領を整備する。
その他の措置の内容	本人以外又は必要な情報以外を入手しないよう、取扱職員に対する教育を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口において申請等があった場合、記載された申請書等は、窓口から離席する際は携行する等、職員の管理下に置くことを徹底する。 ・保健情報管理システムを操作する職員に個別のユーザーIDと静脈認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。 ・保健情報管理システムへのログイン履歴を管理しているため、誰がいつ何の情報を入手したかわかるようになっている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カードがない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カードの提示を受ける。 ・個人番号カードがない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報は、提出された申請書等により突合し、確認している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人情報の記載のある文書は、鍵付きの書庫に保管する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	番号連携システムは、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。 また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。 1 ユーザーの認証方法 ・ 業務端末から保健情報管理システムを利用する際、ユーザーID(職員番号)と生体認証(指静脈)による二要素認証を行い、認証後は利用機能の認可機能により、システム上で利用可能な機能を制限することで、利用を許可された者以外の不正利用が行えないよう制限している。 ・ システムの利用できる端末を管理・制御することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 2 なりすましが行われないための対策 生体認証(指静脈)によりシステムへログインすることで、なりすましによる利用を完全に排除している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。 1 発効管理 所属長の許可を得た上で経営管理課に依頼を行い、経営管理課にてその必要性を十分確認した上で必要なアクセス権限を個人単位で付与している。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、所属長が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動／退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。 2 失効管理 ・ 職員等は、業務上必要がなくなった場合は、ユーザー登録を抹消するようにしている。 ・ 利用者抹消(異動、退職等)に伴うユーザーIDの取扱いについて、人事課から随時情報提供を受けて、確実な失効を行っている。 ・ 大量異動が行われる年度初めに、全てのユーザーIDのチェックを行い、不要なユーザーIDの失効を行っている。	
アクセス権限の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。 ① 業務内容と従事者に対応したアクセス権限のパターンを作成し、担当業務以外の情報に無用にアクセスできないようにシステム上制限している。 ② 権限の付与は、所属長が管理権限を有する職員を必要最低限の人数で指定している。 ③ ユーザーIDの取扱い等について、離席時のログアウトの徹底等の運用ルールを定めている。 ④ 所属長は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザID やアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] ＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。 ① 情報システムの運用において実施した作業について、参照・更新履歴を記録している。 ② 各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録(利用者、端末機、操作日時、操作内容等)を取得し、一定期間保存している。 ③ アクセス記録等が詐取、改ざん、誤消去等されないように、操作権限は必要最低限の人数にしか与えないなどの必要な措置を講じている。 ④ 個人を特定した検索および特定後の異動処理や帳票の印刷などの操作ログの記録を行っている。 ⑤ 記録したログについては、一定の期間保管し、定期に及び必要に応じて確認が行える仕組みとする。	

その他の措置の内容	① 登録された端末以外からは、システムにアクセスできない仕組みとしている。 ② 端末PCについては、アクセス権限が付与された職員以外の不正アクセスの対策として、一定時間の離席の際に、自動ログオフを設定している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 教育・啓発 ・ 各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得及び意識レベルの向上を目的とした研修を実施している。 ・ 毎年度、異動者(管理職を含む)及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 ・ 業務外での使用禁止を指導徹底している。 ・ 定期的に情報セキュリティに関する自己点検を行っている。 ・ 他市町村等での類似の事象が発生・報道された際には随時周知を行い注意喚起している。 2 違反行為を行った職員に対する措置 ・ 違反行為を行った者に対して、宇都宮市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及びその違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	① 業務上で必要なファイルの複製は、持出操作ができないようシステム上制御している。 ② 業務端末では外部記憶装置を使用しないよう周知して運用している。 ③ 委託契約上、委託先による特定個人情報の無断複製を禁止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ① 一定時間操作がない場合、端末にロックがかかり、再度認証を行わなければ画面表示、操作を不可とすることで、長時間にわたる本人確認情報を表示させない。 ② 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置くとともに、覗き見防止フィルターにより担当職員外からの覗き見を制限している。 ③ 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・ 当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ④ ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	

☐ 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認		① 業者選定に際しては、本市の入札参加有資格者名簿登載業者であることを原則とし、同等業務の履行実績の有無、確認を行い、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。 ② 契約時には個人情報等の保護に係る誓約書、業務従事者届、業務従事者の経歴書、業務従事者からの秘密保持に関する誓約書、実施体制図の提出、セキュリティ等に関する社員教育の実施状況の確認を義務付けている。 ③ 委託契約書に個人情報保護に関する規定を設けることで確実な業務履行を担保している。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	委託契約書に以下の規定を設ける。 ・アクセス権限を付与する従業者数を必要最小限に限定する。 ・従業者に付与するアクセス権限を必要最小限にする。 ・アクセス者数と付与したアクセス権限を報告する。 庁内での作業では、委託先の申請を受けて従業者ごとにIDを発行し、担当者を限定するほか、アクセス権限を委託元で管理する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	保健情報管理システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして記録する。 (アクセスログ項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、処理内容など)アクセスログは媒体に7年間保管している。
特定個人情報の提供ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報の取扱いについて、宇都宮市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報の取扱いについて、宇都宮市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 ① 個人情報を保有している場合、契約期間終了後若しくは保管期間の経過後、速やかに消去する。 ② 廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存する。 ③ 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば本市職員が現地調査する。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	個人情報の取扱いについては、宇都宮市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 ① 契約終了又は解除された後においても秘密保持すること。 ② 従事者に対して宇都宮市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと。 ③ 個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと。 ④ 本市の許可なき個人情報の複写及び持ち出しの禁止 ⑤ 目的外の使用と第三者への提供の禁止 ⑥ 個人情報の返還と廃棄に関すること。 ⑦ 事故発生時の速やかな報告 ⑧ 契約事項の違反による損害賠償の担保

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書において、本市の承諾を得ない再委託を禁止している。また、承諾を得た場合でも通常の委託業務と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	① 共通基盤システム（庁内連携システム）による情報の移転を行う情報をあらかじめ仕様にて取り決め、住民情報の変更データ等を随時自動で提供する仕組みを構築している。仕様で定めた以外の情報の抜き取りを各システムから行うことは不可能で、共通基盤システム（庁内連携システム）への提供ログはシステム内に自動で保管され、刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪）の公訴時効である7年分保存している。随時でデータの移転を行う際は、対象データの使用目的や詳細を記載した依頼文書を移転先より提出させ、詳細を記録している。 ② 自動で移転を行うもの以外、つまり紙・電子媒体等による場合についても、自動で提供する仕組み同様に決裁行為をもって必要な許可の上に成立するものとし、その仕様・詳細について記録を残し、一定期間保存している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	① 共通基盤システム（庁内連携システム）による情報の移転の仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認した上でシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経た上で行っている。 ② 特定個人情報の提供・移転については、宇都宮市個人情報保護条例の内容に基づき、ルールを定めている。	
その他の措置の内容	① 入室権限を厳格に管理している情報システム室にサーバを設置し、情報の持ち出しを制限している。 ② 共通基盤システム（庁内連携システム）において、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に電子記録媒体の接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。 ③ 特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を限定し、事務に必要な情報に限定して連携している。 ④ 特定個人情報の提供を行う場合は、許可された電子記録媒体を使用し、ファイルの暗号化、パスワード設定を行い、持ち出しすることとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	① 移転を行う情報をあらかじめ仕様にて取り決め、仕様で定めた以外の情報の抜き取りを各システムから行うことは制限されており、各システムへの提供ログはシステム内に自動で保管され、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。 ② 随時でデータの移転を行う際は、対象データの使用目的や詳細を記載した依頼文書を移転先より提出させ、詳細を記録している。媒体にて他課に移転する際は、パスワードの付与を行い、第三者への漏えいを防止している。 ③ 共通基盤システム(庁内連携システム)において、連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の移転を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	① 情報の移転はほとんどが共通基盤システム(庁内連携システム)を介した自動によるものである。随時の作業については、記録媒体を依頼所管課の担当者に直接手渡すること等により誤移転を防いでいる。 ② システムごとにIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、定義したデータ種別・項目に限定して連携している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ① 情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ② 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 本市における措置 法令(番号法)の規定により認められる機関以外からの情報提供要求を受け付けないよう、システムにより制御する。また、情報提供の記録(提供が認められなかった場合、その記録)を残す。情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。(※) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で消去することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 本市における措置 法令（番号法）の規定により認められる機関以外からの情報提供要求を受け付けないよう、システムにより制御する。また、情報提供の記録（提供が認められなかった場合、その記録）を残す。 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 本市における措置 情報の提供は、権限を有する者だけが処理の実行が可能な仕組みとなっている。また、提供の記録を逐一保存することで、不適切な方法で提供されることを防止する。 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 （1）セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 （2）中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 （1）中間サーバーと各事務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 （2）中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 （3）中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	1 本市における措置 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 共通基盤システム（庁内連携システム）では、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 情報提供データベースの管理機能（※）により「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 本市における措置 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 特定個人情報の管理を地方公共団体のみ行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	1 本市における措置 宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。 サーバー設置場所 サーバーを設置する情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、ICカードと生体認証等にて立入を制限の上、入退室管理システムにより24時間入退室を監視している。 端末設置場所 ① 職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること又は情報システム管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。 ② 業務終了後は、パソコン等の端末を施錠できる場所へ保管し又は事務所を施錠することで、盗難を防止している。 記録媒体・紙媒体の保管場所 ① 情報を記録した記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は情報システム管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない場所(施錠可能な事務所内倉庫や保管庫)へ保管している。 ② 遠隔地保管を行うバックアップ用LTOメディアは、経営管理課が一括管理しており、所管課との受渡しは記録簿にて管理を行っている。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

⑥技術的対策	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	1 本市における措置 宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。 ウイルス対策 ① 職員等は記録媒体を使う場合、コンピューターウイルス等の感染を防止するために、本市が管理している記録媒体のみを利用している。 ② サーバー及びパソコン等の端末に、コンピューターウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ③ 不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 不正アクセス対策 ① 保健情報管理システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。 ② 情報システム管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 3 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	既存住民基本台帳システムと日次で連携している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	① ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、外部事業者による物理的破壊又は専用ソフト等を利用した完全消去を実施する。 ② 紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による溶解処理を行う。 【ガバメントクラウドにおける措置】 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	1 本市における措置 担当部署において、評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年1回チェックを実施する。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	1 本市における措置 定期的に内部監査を実施し、個人情報保護に関する規定・体制の整備、安全管理措置及び安全管理措置の職員への周知・教育等の状況を確認し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1 本市における措置 ① 職員に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティに関する知識習得や意識レベルの向上を目的とした研修を行う。 ② 違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ③ 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育・研修の実施、個人情報の安全管理についての責任体制の整備、その他秘密保持に関する事項を記載し、遵守させる。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ① 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ② 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒321-0974 宇都宮市竹林町972番地 宇都宮市 保健福祉部 保健所 保健予防課 電話番号:028-626-1114
②請求方法	・開示請求については、宇都宮市個人情報保護条例第14条第1項の規定に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。 ・訂正・利用停止請求については、宇都宮市個人情報保護条例第23条第1項の規定に基づき、個人情報訂正等請求書に必要事項を記入し、提出する。
特記事項	市ホームページに開示請求の方法及び個人情報開示請求書を掲載している。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 手数料は不要。写しの交付を受ける場合、通常片面1枚につき10円。 (手数料額、納付方法: 納付方法は、窓口の場合は現金、郵送の場合は現金又は為替による。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒321-0974 宇都宮市竹林町972番地 宇都宮市 保健福祉部 保健所 保健予防課 電話番号:028-626-1114
②対応方法	・問い合わせへの回答について、関係法令等に照らし、適切に回答する。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応するとともに、再発防止策を検討する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年1月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	・パブリックコメント方式による意見募集を実施する。 ・実施に関しては、市ホームページ上で意見募集している旨掲載する。 ・市ホームページ、保健予防課、地区市民センター等において案の閲覧を行う。 ・意見は電子メール、FAX、郵送、持参にて受け付ける。
②実施日・期間	令和7年2月1日～令和7年3月2日(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年3月11日
②方法	宇都宮市個人情報保護運営審議会
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	記載なし	7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	重要な変更
令和4年6月30日	(別添1)事務の内容	記載なし	下部点線枠内のコンビニ交付関連記述	事前	重要な変更
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付を含む。), コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	重要な変更
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事前	重要な変更
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2～5 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	重要な変更
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2～5 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	重要な変更
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2～5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事前	重要な変更
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2～5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事前	重要な変更
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事前	重要な変更
令和4年6月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	重要な変更
令和4年6月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手するための措置の内容	2. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能からの入手 ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けること、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	2. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付からの入手 ・個人番号カードや旅行券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けること、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	重要な変更
令和4年6月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	3. 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルの本人確認の措置の内容	2. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能からの入手 ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力とを避けること、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	2. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付での入手 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からお情報のみが送信される。	事前	重要な変更
令和4年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルの本人確認の措置の内容	2. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能からの入手 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	2. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付からの入手 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事前	重要な変更
令和4年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルの本人確認の措置の内容	記載なし	・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事前	重要な変更
令和4年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	③ 委託契約書に個人情報保護に関する規定を設けることで確実な業務履行を担保している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	③ 委託契約書に個人情報保護に関する規定を設けることで確実な業務履行を担保している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事前	重要な変更
令和4年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・紛失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付 ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事前	重要な変更
令和5年3月16日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	・接種回(1回目/2回目/3回目)	・接種回	事後	重要な変更(に該当しない変更)
令和5年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルの本人確認の措置の内容	入手した特定個人情報については、限定された端末を利用してログインした場合だけアクセスできるように制御している。	入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して所属長から配布されたIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	重要な変更(に該当しない変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	・ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、所属長が認めた者に限定して発行される。	事後	重要な変更該当しない変更
令和5年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	記載なし	やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、所属長が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動／退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。	事後	重要な変更該当しない変更
令和5年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	記載なし	④ 所属長は、定期的にユーザーID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	重要な変更該当しない変更
令和5年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	⑤ 記録したログについては、一定の期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。	⑤ 記録したログについては、一定の期間保管し、定期に及び必要に応じて確認が行える仕組みとする。	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	⑥ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	1 ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2 接種記録の管理 3 転出／死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・令和6年9月30日時点における接種記録等の個人情報の保管	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	その他(保健情報管理システム)	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	I 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	・ 番号法第9条第1項 別表第一10の項 ・ 番号法第9条第1項 別表第一93の2の項 ・ 番号法第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ・ 番号法第19条第6号(委託先への提供) ・ 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	・ 番号法第9条第1項 別表14の項 ・ 番号法第9条第1項 別表126の項 ・ 番号法第19条第6号(委託先への提供) ・ 番号法第19条第16号(人の生命、身体又は財産の保護)	事後	重要な変更該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等特別対策措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) 2 番号法第19条第8号別表第二の主務省令(※)における情報提供の根拠 第59条の2 (※)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 3 番号法第19条第8号別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(115の2の項)	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、28の項、153の項、154の項	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。 (番号法第19条第16号) ・当市区町村からの転出者について、他市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。 (番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	・予防接種を受けたものを特定し、接種歴を適切に記録・保管する必要がある。(予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条)	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 栃木支店	株式会社両備システムズ	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)内に記録されている令和6年9月30日時点の特定個人情報ファイルの保管	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)内に記録されている令和6年9月30日時点の特定個人情報ファイルの保管	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報	その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1	市区町村長	都道府県知事又は市区町村長	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者	番号法第19条第8号別表に定める情報照会者	事後	重要な変更該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二に掲げる事務を処理するため	番号法第19条第8号別表に掲げる事務を処理するため	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転提供先1 ③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転提供先1 ⑥提供方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	予防接種情報ファイル項目名 1 対象者 2 対象者宛名番号 3 対象者個人番号(※1) 4 対象者情報 5 氏名 6 住所 7 電話番号 8 生年月日 9 性別 10 続柄 11 受診日(接種日) 12 受診年度(接種年度) 13 接種種別 14 接種回数 15 接種判定 16 接種日年齢 17 年度末年齢 18 基準日年齢 19 実施医療機関 20 問診医 21 接種医 22 接種番号 23 実施場所 24 メーカー 25 ロットナンバー 26 接種量 27 未接種理由 28 特記事項 29 予診フラグ 30 更新日 31 更新時刻 32 更新者職員番号 ※ 個人番号は、宛名番号と紐づけて共通管理システムの情報から参照する。	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	各申請書等の受付時、窓口において届け出内容や母子健康手帳、身分証明書などの本人確認書類を確認することで、対象者以外の予防接種履歴等の情報入手を防止している。	事後	重要な変更該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	各種申請書等の受付時、窓口において届け出内容や母子健康手帳、身分証明書などの本人確認書類を確認することで、対象者以外の予防接種履歴等の情報入手を防止している。	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1. 窓口等からの入手 2. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付からの入手 ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 1. ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 2. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 3. 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	・窓口において申請等があった場合、記載された申請書等は、窓口から離席する際は携行する等、職員の管理下に置くことを徹底する。 ・保健情報管理システムを操作する職員に個別のユーザーIDと静脈認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。 ・保健情報管理システムへのログイン履歴を管理しているため、誰がいつ何の情報を入手したかわかるようになっている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	1. 本人等からの入手 2. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付での入手 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	1. 本人等からの入手	削除	事後	重要な変更該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	1. 本人等からの入手 2. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付からの入手 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	削除	事後	重要な変更該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個人情報が入り込み・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・入手する特定個人情報について、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線を使用する。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	・個人情報の記載のある文書は、鍵付きの書庫に保管する。	事後	重要な変更には該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個人情報が入り込み・紛失するリスク 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して所属長から配布されたIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	3 ワクチン接種システムにおける対策 ・ ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザーID・パスワードにて行う。 ・ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、所属長が認めた者に限定して発行される。	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 ・管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・ 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	削除	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	削除	事後	重要な変更(に該当しない)変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	削除	事後	重要な変更(に該当しない)変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	削除	事後	重要な変更(に該当しない)変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク3:誤った情報を提供・移転してしまふリスク、誤った相手に提供・移転してしまふリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供、本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	削除	事後	重要な変更(に該当しない)変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク3:誤った情報を提供・移転してしまふリスク、誤った相手に提供・移転してしまふリスク 特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	削除	事後	重要な変更(に該当しない)変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	(※2)番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	事後	重要な変更(に該当しない)変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	3 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置 証明書発行サーバーは、データセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。 停電時によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置と自家発電装置を設置している。 火災によるデータ消失を防ぐため、サーバー設置区画内に新ガス系消火設備を備えている。 データセンターは、震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。	削除	事後	重要な変更(に該当しない)変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	4 新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書電子交付機能 ・電子交付アプリには、申請情報を記録しな いこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を 行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止 の対応をしている。 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書コンビニ交付 ・証明書交付センターシステム及びキオスク 端末には、申請情報・証明書データを記録しな いこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステ ム間の通信については専用回線、証明書交付 センターシステムとVRS間の通信については LGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止す る。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信 内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	削除	事後	重要な変更該当しない変 更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	4 新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書電子交付機能 ・電子交付アプリには、申請情報を記録しな いこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を 行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止 の対応をしている。 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書コンビニ交付 ・証明書交付センターシステム及びキオスク 端末には、申請情報・証明書データを記録しな いこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステ ム間の通信については専用回線、証明書交付 センターシステムとVRS間の通信については LGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止す る。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信 内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	削除	事後	重要な変更該当しない変 更
令和6年10月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1.監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT） 総合戦略室）から発出された「新型コロナウ イルスワクチン接種記録システムの利用にあ たっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区 町村の責任）に則し、適切に職員等の当該シ ステムの利用を管理し、必要な監督をする。	削除	事後	重要な変更該当しない変 更
令和6年10月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的なチェック方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT） 総合戦略室）から発出された「新型コロナウ イルスワクチン接種記録システムの利用にあ たっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区 町村の責任）に則し、適切に職員等の当該シ ステムの利用を管理し、必要な監督をする。	削除	事後	重要な変更該当しない変 更
令和6年10月1日	Ⅳ その他のリスク対策 2.従事者に対する教育・啓発 従事者に対する教育・啓発 具体的なチェック方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT） 総合戦略室）から発出された「新型コロナウ イルスワクチン接種記録 システムの利用にあ たっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区 町村の責任）に則し、適切に 職員等の当該シ ステムの利用を管理し、必要な指導をする。	削除	事後	重要な変更該当しない変 更
令和6年10月1日	Ⅳ その他のリスク対策 3.その他のリスク対策	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT） 総合戦略室）から発出された「新型コロナウ イルスワクチン接種記録システムの利用にあ たっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報 到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任 分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適 切に当該システムを利用し、万が一、障害や 情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとるこ とができる体制を構築する。	削除	事後	重要な変更該当しない変 更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する 環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策は クラウド事業者が実施する。なお、クラウド事 業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサ ービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切 に実施されているほか、次を満たすものとし る。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受け ていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としているこ と。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理す るデータセンター内のデータベースに保存さ れ、バックアップも日本国内に設置された複数 のデータセンターのうち本番環境とは別のデー タセンター内に保存される。	事前	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用」に関する基準【第1.0版】)(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加	⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
	Ⅳ その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 3.その他のリスク対策	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当